

(3) 転勤・転職などで特別徴収を継続する場合

転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合の記入例

異

三重県内全市町共通様式

し三重県提出の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書 令和 4 年 10 月 3 日提出 津市長 (宛先) 受付印		所在地 〒514-8611 津市西丸之内23番1号		年度 1 (右から番号を記入) 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
		フリガナ カブシキガイシャ アノツコウギョウ		特別徴収義務者 指定番号 123456789	
氏名又は名称 株式会社 あのつ工業		宛名番号 9		所属 総務課	
個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏名 津市 一郎	
フリガナ ツシ ヨシコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 241,000 円		(イ) 徴収済額 (納付済額) 81,000 円	
氏名 津市 美子		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 160,000 円		異動日 R 4 年 9 月 30 日	
生年月日 元号 3 ー 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 30 年 7 月 7 日		異動の事由 2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒③を記入	
個人番号 (マイナンバー) 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		受給者番号 TSU003		1 月 1 日 現在の住所 津市西丸之内23番5号	
異動後の住所 同上		1 月 1 日 現在の住所 津市西丸之内23番5号		1 月 1 日 現在の住所 同上	

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号 987654321 (新規)	法人番号 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		新しい勤務先へは、月割額 20,000 円を 10 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地 〒514-0073 津市殿村5番地	担当者 連絡先 所属 人事課 氏名 三重 次郎 電話 059-229-0000 内線 (1111)	受給者番号 ABC001		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	フリガナ ツシカンコウ ユウゲンガイシャ		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	氏名又は名称 津市観光 有限会社		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が 2. 異動が 【注】 1 月 1 日 一括徴収	特別徴収継続の場合、新しい勤務先での特別徴収開始月や 担当者名等を聞きとっていただき、前特別徴収義務者様にて ご記入ください	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
------------------------	---	--	---------------	----------------------------	--

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなればなりません。	※市町記入欄
------------------------	--	--------

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。  
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。  
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。